

## 市民意見聴取に係る施策の概要

**案件名:** 「(仮称)尼崎市多文化共生社会推進指針」の策定について  
**(副題)** (尼崎市国際化基本方針の見直しについて)  
**局課名:** 総合政策局 文化・人権担当 ダイバーシティ推進課

施策の目的	多文化共生社会の実現に向け、現行の「尼崎市国際化基本方針」を見直し、本市を取り巻く外国籍住民の環境や人口構成の変化に対応した「(仮称)多文化共生社会推進指針」を策定し、新たな施策の構築や優先度を整理します。
現状・背景	<p>○本市では、「尼崎市総合計画」や、「尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画」に基づき、様々な多文化共生施策の取組を進めており、分野別計画である「尼崎市国際化基本方針」は、平成6年度に策定して以後30年が経過しようとしています。</p> <p>○本市の外国籍住民(約12,000人)の人口構成が大きく変化する中、令和3年5月には外国人総合相談センターを開設し、外国籍住民の生活相談を通じた課題やニーズの把握に努めているほか、令和4年10月から11月末まで市内の全外国籍住民(18歳以上)を対象としたアンケート調査を実施し、実態把握に努めています。</p> <p>○国においては、令和元年4月に「出入国管理及び難民認定法」を改正し、新たな在留資格「特定技能」を設け、更なる外国人材の確保に向けた取組を進めています。</p>
課題	<p>○「尼崎市国際化基本方針」を策定した平成6年度と比較して、本市の外国籍住民を取り巻く環境や、人口構成(国籍・地域、在留資格等)も大きく異なることから、外国籍住民の意見を幅広く聴取し、見直しを図る必要があります。</p> <p>○我が国における外国人が増加する中、国においては、令和2年9月に「地域における多文化共生プラン」が改訂され、地方公共団体は地域の実情を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画の見直し等を求められています。</p> <p>○外国人総合相談センターに来所されない外国籍住民を含めた市内の外国籍住民の意見も幅広く聴取し、ニーズや課題を把握する必要があります。</p>
施策の策定にあたっての考え方	<p>○外国籍住民の抱える課題は、国籍や在留資格によって異なることから、施策の分野・対象者別に幅広く意見を伺うとともに、外国籍住民を取り巻く日本人の意見も踏まえ検討を進めます。</p> <p>○「尼崎市人権文化いきづつまちづくり審議会」において、専門的な見地から学識経験者と協議を行うとともに、多文化共生に係る庁内連携会議の意見を踏まえ検討を進めます。</p>
意見を聴取するポイント	<p>○外国籍住民を取り巻く環境を踏まえ、以下の視点で議論を進める予定です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①多文化共生に向けた意識づくり</li> <li>②日本語教育・学習の支援と推進</li> <li>③外国人にとって暮らしやすいまち</li> <li>④交流し互いに尊重しあうまち</li> <li>⑤外国人と日本人とがともに活躍できるまち</li> </ol>
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	○外国籍住民の抱える課題やニーズを把握するため、尼崎市外国人総合相談センターの相談状況や、外国人生活実態アンケート調査結果に加え、留学生、外国人労働者、外国人労働者の雇用主、日本語教室における外国人支援者などの対象者別にヒアリングを行います。
お問い合わせ先	<p>総合政策局文化・人権担当ダイバーシティ推進課          〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館7F          電話番号(TEL) 06-6489-6658          ファックス(FAX)06-6489-6661          メールアドレス(Eメール) ama-welcome@city.amagasaki.hyogo.jp</p>